

栃木市監査委員告示第10号

公 表

行政監査結果の公表(平成24年栃木市監査委員告示第6号)により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法第199条第12項の規定により栃木市長から通知がありましたので、同項の規定により、別添のとおり公表します。

平成24年5月31日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

栃市総第56号
平成24年5月31日

栃市監査委員 板倉 安秀 様
栃市監査委員 大武 真一 様

栃木市長 鈴木 俊美

行政監査報告（西方町単独農道整備事業）に対する対応について

平成24年3月26日付け栃市監第85号により提出のあったことについて、次のとおり対応方針を定めましたので、通知します。

記

提案に対する対応方針

対応内容（要旨）	対応方針
<p>西方町単独農道舗装新設工事について、公共性が乏しい4路線について、分担金相当額を求めることが相当である。</p> <p>また、職務の執行にあたり職員の適正な判断が阻害されることのないよう改めて、検討されたい。</p>	<p>西方町単独農道舗装新設工事については、地元関係者等からの強い要望があり、旧西方町議会で補正予算等にて議決され、事業を執行いたしました。</p> <p>4路線の工事は、当時の西方町が行政の判断で執行したものでありますが、ご指摘のとおり事業の妥当性に欠け、不適正だったと思われるところが一部見受けられます。</p> <p>しかしながら、地方自治法第224条に規定する受益者からの分担金徴収については、下記理由により難しいと考察します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 事業を実施する前に地方自治法第228条第1項の規定に基づき、納入義務者、金額、徴収の時期及び方法について、条例で定めなければならないこと。2 西方町営林道事業分担金条例を活用す

ることについては、当該箇所が林道でなく農道であるため、適用にならないこと。

3 受益者から、応分の負担を求めることについては、本来、分担金として条例の定めるところにより徴収すべきものを強制的に割当寄付といった方法で経費を賄うこととなり、地方財政法第4条の5の規定に抵触すること。

4 事前に受益者からの負担同意を徴していないことなどから、応分の負担についての理解を得がたいこと。

なお、職務の執行にあたりましては、今後、事業の必要性・利便性を十二分に検証すると共に、優先順位を付けるなどして適正な事業執行に努めてまいります。